



安定的な農業経営を継続できる攻めの農業実現を目指して

経営所得安定対策に 取り組もう!

富山市農業再生協議会

1 畑作物の直接支払交付金(水田・畑地共通)【対象作物 麦・大豆・そば・なたね】

- 諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う認定農業者・認定新規就農者・集落営農に対して、全国一律単価で交付します。
- 交付金の支払いは数量払を基本に営農継続をするために、生産予定面積に応じて面積払を交付します。面積払は十分な収量が得られるよう生産されることを前提に数量払の先払い(内金)として、数量払は農業者の単収増や品質向上の努力が反映されるよう、品質区分及び販売実績に応じて交付します。
- 出荷・販売数量が明らかとなった段階で、数量払の額を確定し、先に交付された面積払の金額を差し引いた額を追加で交付します。

● 交付対象者 対象作物の当年産の作付けが確認でき、数量払の交付申請を行う認定農業者・認定新規就農者・集落営農

※集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物の共同販売経理を行い、農業経営の法人化及び地域における農地利用集積について、市町村が確実と判断する組織

① 数量払 当年産の数量を交付単価に応じて交付 ● 麦・大豆・そば・なたねは、播種前契約数量等を基に設定します。

● 交付対象数量 大麦、大豆、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

※種子用麦、ビール麦、種子用大豆、黒大豆などは対象外。麦、大豆、そばは農産物検査又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認をし、一定以上の格付けがなされたものが対象です。

【品質加算を含めた数量払の交付単価】

令和5年度から交付単価が**免税事業者向け単価**と**課税事業者向け単価**に分かれました。(交付金に含まれる消費税負担分の重複は正措置)

注) 免税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれておりません。

※免税事業者向け単価申請者は2年前の確定申告等の提出が必要です。(収入・売上が1千万円以下であることを確認します。)

大麦 粒の白度やたんばく質含有率等が一定以上であることが求められるため、これらを反映した品質区分ごとに単価設定 (円/50kg)

品質区分		1等 又は 1等相当				2等 又は 2等相当			
(等級/ランク)		A	B	C	D	A	B	C	D
六条大麦	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A~Dランク:白度やたんばく質の含有率等の違いで区分

大豆 被害粒が少なく粒の揃ったものが高く取引されているため、これらを反映した品質区分ごとに単価設定 (円/60kg)

品質区分(等級)		1等 又は 1等相当	2等 又は 2等相当	3等 又は 3等相当
普通大豆	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400
特定加工用大豆	課税事業者向け単価	8,310		
	免税事業者向け単価	8,720		

等級:被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。特定加工用:豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

そば 被害粒が少なく粒の揃ったものが高く取引されているため、これらを反映した品質区分ごとに単価設定 (円/45kg)

品質区分(等級)		1等 又は 1等相当	2等 又は 2等相当
そば	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級:容積重の違いや被害粒の割合で区分。

なたね(油糧用) エルシン酸を含まず油分含有率の高い五品種とその他の品種に分けて単価設定 (円/60kg)

品質区分(品種)		キザキノナタネ・キラリボシ ナナシキブ・きらきら銀河 ベノカのしずく	その他の 品種
なたね	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

② 面積払 当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

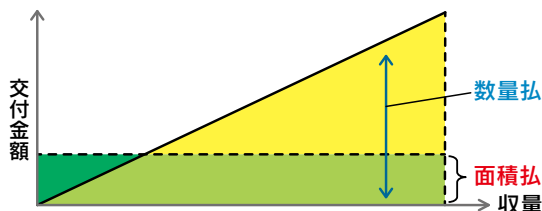
農地を農地として保全し、営農を継続するために最低限の経費を賄える水準

2万円/10a(畑作物共通) 但し、そば1万3千円/10a

<交付単価のイメージ>

標準的な 生産費	ゲタ 交付単価	差 額
	標準的な 販売価格	

<数量払と面積払との関係>



● 自然災害等合理的な理由なく、十分な収量(市町村別の基準単収の2分の1以上)を得られず粗放的な栽培(いわゆる捨てづくり)と判断された場合は面積払の交付金は未交付又は返還となります。但し理由書(証拠書類を含む一式)の提出により申請者の責任とならない要因(自然災害等)であることが確認できる場合はこれに限りません。
なお、面積払を受けない者には当年産の出荷・販売数量確定後に数量払の単価により算定した交付金が支払われます。

2 水田活用の直接支払交付金【水田の活用による自給力向上】

- 水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。
- 産地交付金を活用し、地域の特色ある魅力的な製品の産地を創造するための地域の作物振興に向けた取り組み等を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

● 交付対象者 販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

① 戦略作物助成 ※基幹作物のみ対象

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 注1	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米 注2	収量に応じ 55,000円~105,000円/10a

※経営所得安定対策の交付申請者は、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書を作成してください。
対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しのうち1つを添付してください。

※地域の基準単収を大きく下回り、近隣の圃場に比べ著しく収量が低い場合、理由書(証拠書類含む)を提出していただきます。その内容が、自然災害等による収量低下の合理的な理由が認められない場合は、交付金を交付しません。(交付済みの場合は返還となります。)

注1:多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援。

注2:飼料用米の一般品種への支援について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a(5.5~8.5万円/10a)。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a(5.5~7.5万円/10a)となる。

② 産地交付金

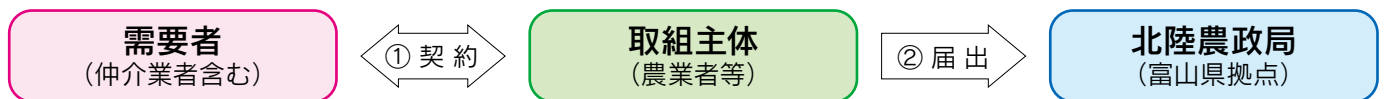
○地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取り組みを支援。

<基本的運用>

- 国から都道府県に配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が交付対象作物・単価等を設定。
- 交付金は国から農家に直接交付。
- 面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときは、切り捨てにより整理します。

③ 新規需要米等に取り組む生産者の方へ

新規需要米の取組みイメージ



「新規需要米」の取り組みを予定している方は、〈新規需要米取組計画書〉を作成し、北陸農政局(富山県拠点)に届出して下さい。
また、6月30日までに提出された取組計画について、8月20日までの変更を受け付けます。(※相手方との契約変更が前提)

北陸農政局富山県拠点に生産年の6月30日までに届出してください。

畑地化支援・定着促進支援・決済金等支援

① 畑地化支援

水田を畑地化して、高収益作物及び畑作物の本作化に取組(注1)農業者を支援

② 定着促進支援

水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を、作付面積に応じて5年間支援(①とセットで支援)

対象作物	畑地化支援 (令和7年度単価)	定着促進支援 (令和7年度単価)
高収益作物 (野菜、果樹、 花き等)	10.5万円/10a	・2.0(3.0※)万円/10a×5年間 または ・10.0(15.0※)万円/10a(一括) ※ 加工・業務用野菜等の場合
畑作物 (麦、大豆、飼料 作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、 そば等)	10.5万円/10a	・2.0万円/10a×5年間 または ・10.0万円/10a(一括)

注1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す。(地目の変更を求めるものではない。)

令和7年

水田活用の直接支払交付金概念図(案)

富山市農業再生協議会

予定単価: 87千円 83千円 48千円 46千円 26千円 24千円 59千円 57千円 41千円 39千円 82千円 80千円 20千円 31千円 9千円 30千円 35千円 51千円 24千円 21千円 29千円 5千円

赤い囲みは産地交付金

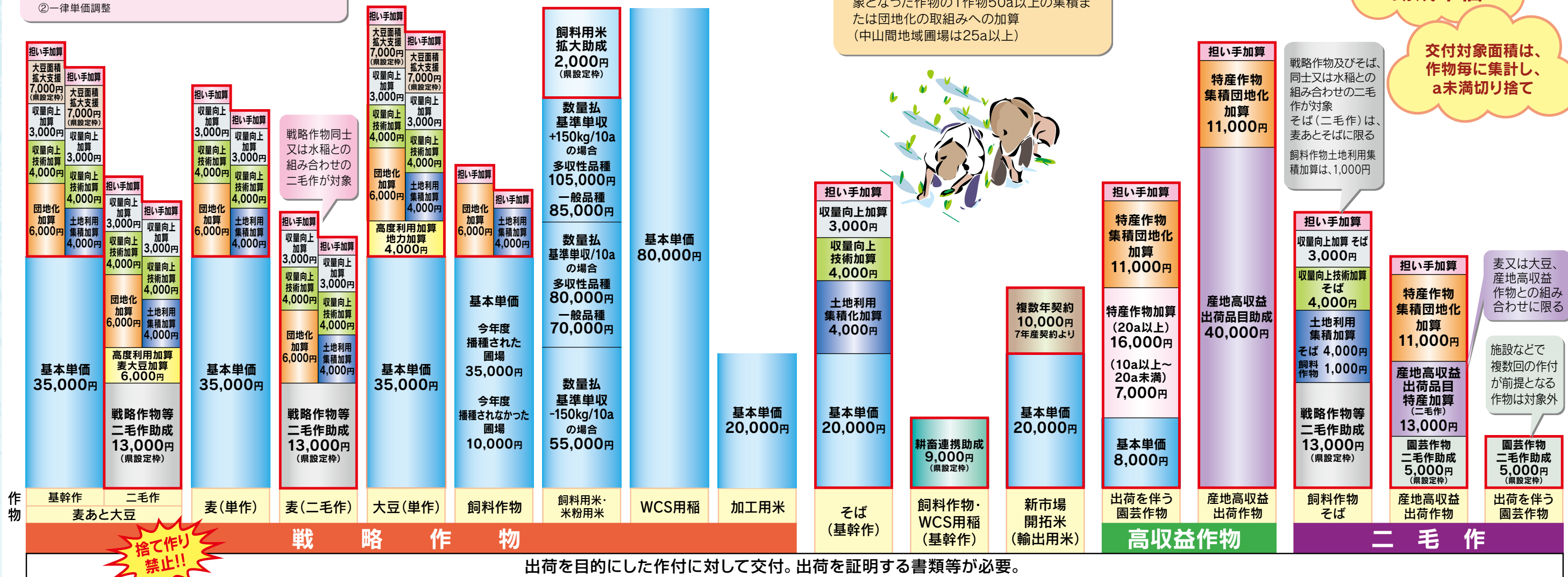
配分枠の範囲内で単価が減額になる場合もあります。
その場合、以下の順で単価調整を行います。
①担い手加算の単価を調整
②一律単価調整

積極的に団地化に取り組ましよう

●特産作物集積団地化加算とは
担い手リスト掲載者が行う、特産加算の対象となった作物の1作物50a以上の集積または団地化の取組みへの加算
(中山間地域圃場は25a以上)

10a当たり
助成単価

交付対象面積は、
作物毎に集計し、
a未満切り捨て



※(注) 各使途の単価は、予定単価を記載 ※国との協議中であり、決定は6月頃になる予定です。

土地利用集積加算	戦略作物、そばの作物3ha以上の取組みに対して交付(中山間地域圃場は、1.5ha以上) ただし、担い手リスト掲載者に限る。※今後集積面積を5ha以上へ引き上げる予定です。
団地化加算	戦略作物の作物2ha以上の取組みに対して交付(中山間地域圃場は、1.0ha以上) ただし、担い手リスト掲載者に限る。
二毛作助成	「戦略作物、そば、なたねの基幹作」+「戦略作物、そば、なたねの二毛作」の取組みに対して交付 (麦+大豆、麦+そば、麦+飼料用米、飼料作物+飼料作物、飼料作物+WCSなど。ただし、そばは麦あとそばに限る。)
高度利用加算	麦、大豆の団地化加算、または、土地利用集積加算対象者で、 ①麦大豆加算: 麦+大豆の二毛作の取組みに対して交付 ②地力加算: 緑肥あと大豆、または、堆肥施用あと大豆に交付
収量向上技術加算	大豆、麦、そばの団地化加算、または、土地利用集積加算対象者で、高品質を目指す技術導入の取組みに対して交付(下記項目を全て満たすこと) ①農業共済または収入保険への加入(麦・大豆・そば) ②耕起、整地、播種、培土などの一連作業実施 ③種子消毒(塗沫処理)の実施(麦・大豆の場合) ④額縁排水対策の実施 ⑤適期播種に努めること(大豆播種終期 6月末 大麦播種終期 10月末 そば播種終期 9月上旬) ⑥目標単収以上となった作物に対して交付(目標単収: 大豆102kg、大麦211kg、そば32kg) ※目標単収に満たない場合は交付対象外 農作物検査を受ける必要があります。
収量向上加算	大豆、麦、そばの団地化加算、または、土地利用集積加算対象者で、高品質を目指す技術導入に取組み、収量向上技術加算を受けたものに対して交付 ①目標単収以上となった作物に対して交付(目標単収: 大豆170kg、大麦352kg、そば53kg)
耕畜連携助成	富山市内の畜産農家との利用供給協定に基づく下記の取組みに対して交付 ①飼料作物の作付水田における牛の放牧(水田放牧)、②飼料生産水田に10a当り2トン以上の家畜ふん由来の堆肥の散布(資源循環)
担い手加算	担い手リスト掲載者の、戦略作物、そば、なたねの土地利用集積、団地化や、特産作物の集積団地化の取組みに対して交付

◎特産作物加算に該当する特産作物は下記のとおり

●市内全域に定める作物

軟弱野菜、白ねぎ、大かぶ、えごま、切花、啓翁桜、えだまめ、薬用作物、青ねぎ

●地域別に定める作物

富山市農協地域	なのはな農協地域	あおば農協地域
トマト スイートコーン なす	トマト なす きゅうり だいこん	らっきょう にら なす トマト しょうが みょうが すいか だいこん リンゴ・イチジク モモ

※出荷果樹は、新植から4年間のみ交付対象となります。

産地高収益出荷作物とは

にんじん、たまねぎ、ばれいしょ、小かぶ、さといも
キャベツ(加工用に限る)、トマト(加工用に限る)
(契約栽培に限る)

注1. 出荷を伴う園芸作物(特産作物を含む)は、第
三者の出荷証明が必要になります。
注2. 庭先販売の直売は、第三者の出荷証明が得ら
れないので、対象となりません
注3. 園芸作物は、野菜・果樹、花き・花木、ハトムギ、
エゴマ、薬用作物とします。

I 水田活用の直接支払交付金と産地交付金

1. 交付対象者

捨てづくり防止の要件（需要者と出荷販売契約を取り交わすこと等）を満たし、交付対象作物を耕作する[販売農家、集落営農]が対象となります。別途指定される営農計画書を提出してください。また、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しを提出してください。

2. 対象作物

麦、大豆、飼料作物、新規需要米、そば、なたね、出荷作物、薬用作物です。

※新規需要米(米粉用米、飼料用米、WC S用稲、新市場開拓用米(輸出用米))については北陸農政局富山県拠点に6月30日までに「加工米等取組計画書」を届出してください。

※対象作物において作業時の写真を求めるものがあります。

3. 単価調整

産地交付金の配分額により単価の調整を行う場合があります。

4. 作物・捨て作り防止の要件の確認

作物名	確認資料
麦・大豆・飼料用米・米粉用米 新市場開拓用米(輸出用米)	出荷販売契約、出荷を証明する書類の写し
飼料作物	畜産農家との利用供給協定及び自家利用計画、作業日誌、自家利用実績報告書の提出
WCS用稲	
そば・なたね・出荷野菜・花き・果樹	出荷を証明する書類の写し、果樹は苗木購入伝票の写し
薬用作物	薬用業者との契約書の写し 市の指定する作物に限る(オタネニンジン、チモ、トウキ、シャクヤク、ハトムギ、イトヒメハギ、カハツエース)

※ 通常の管理等を行っていることは、出荷伝票、作業日誌により確認します。

※ 収穫されない作物については、水田活用直接支払交付金の返還を求められます。

※ 水田活用直接支払交付金の対象作物については、出荷・販売等実績報告書兼誓約書を提出してください。

※ 対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しを提出してください。

※ 地域の基準単収を大きく下回り、近隣の圃場に比べ著しく収量が低い場合、理由書（証拠書類含む）を提出していただきます。その内容が、自然災害等による収量低下の合理的な理由が認められない場合は、交付金を交付しません。（交付済みの場合は返還となります。）

※ 管理等適期を大幅に過ぎる等収量の低下につながる要因がある場合は交付金の対象外とすることがあります。

5. 高度利用加算

緑肥あとの大豆または堆肥施用の大豆に交付（営農計画書に明記してください）

種類	10a当たりの施用量	確認資料
牛ふん・豚ふん	1～2トン	作業日誌と購入（荷受または納品）伝票の写し
籾殻堆肥	1～2トン	作業日誌と購入（荷受または納品）伝票の写し
緑肥あと大豆		作業日誌と種子の購入伝票の写し

6. 高度利用加算（二毛作助成）

麦・大豆の二毛作に耕作されているほ場に交付（営農計画書に明記してください）

7. 土地利用集積加算

法人格を有しない組織は、規約、構成員名簿、受委託契約書の写しを提出してください。

なお、作物の出荷代金や交付金も組織で受領してください。（経理の一元化）

全作業受託は、受委託契約書を提出してください。

8. 団地化加算

団地の地図（地名地番を確認できるもの）を提出してください。

9. 収量向上技術加算

団地化加算、又は土地利用集積加算対象農地で大豆、大麦、そばの高品質を目指す技術を実施されているほ場に交付する。（営農計画書に明記してください）

※下記①～⑥すべて満たすこと 農作物の検査を受ける必要があります

①農業共済（大麦、大豆、そば）に加入または収入保険に加入

②耕起、整地、播種、培土等、一連作業の実施（現地確認、栽培記録管理簿で確認）

③種子消毒（塗沫処理）の実施（薬剤の購入伝票の写しの提出を求めます）

④額縁排水対策の実施（設置状況を写真で提出）

⑤適期播種に努めること（大豆播種終期6月末、大麦播種終期10月末、そば播種終期9月上旬）

⑥目標単収以上となった作物に対して交付（目標単収に満たない場合は交付対象外）

大豆目標単収 102kg ・ 大麦目標単収 211kg ・ そば目標単収 32kg

10. 収量向上加算

大豆、大麦、そばの団地化加算、又は土地利用集積加算対象農地で、高品質を目指す技術の導入の取組みに対して交付する。

収量向上技術加算の条件が全部満たされた上に下記の要件を満たした場合に交付する。

①目標単収以上となった作物に対して交付

大豆目標単収 170kg ・ 大麦目標単収 352kg ・ そば目標単収 53kg

11. 耕畜連携助成

①資源循環（飼料生産水田への堆肥散布）事業取組計画書及び交付申請書を提出する

富山市内の畜産農家との利用供給協定（3年以上）であること

飼料生産された水田より飼料供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥に限る 10aあたり2トン以上を散布する散布実績の確認 散布報告書の提出、散布状況等の写真を添付

②水田放牧（水田における牛の放牧）

利用供給協定、作業日誌、放牧状況の写真等を添付

提出資料の原本は6年間保存し、北陸農政局富山県拠点から求めがあったら提出をお願いいたします。

水田活用直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール(要綱の抜粋)

1.交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2.交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- 現況において非農地に転用された土地
- 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの

①たん水設備(畦畔等)を有しない農地

②用水供給設備(用水路等)を有しない農地

〔令和3年12月に決定した方針〕

5年間に一度も水張り(水稻作付)*が行われていない農地

※「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

→ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

- ①災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ②基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ただし、以下のいずれかに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

①湛水管理を1か月以上行う

②令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組の実施。

※5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

県単独事業・市単独事業について（令和7年度）

1. 県単独事業 交付先：農業者、営農組織 等

とやま型水田フル活用促進事業

① 園芸作物等産地収益力強化事業

事業内容	助成単価(10a)	摘 要
地域特性を活かした園芸作物の産地拡大・収益力向上に向け、水田園芸拡大品目等の単収向上や作付拡大の取組を支援する。	10,000円以内	【対象作物】 ①水田園芸拡大品目 たまねぎ、きやべつ、にんじん、さといも 【交付要件】 単収向上に向けた技術導入に取り組むこと。 ※同一の品目・技術に対する助成は、3年間を限度とする。 【交付対象】 ①技術導入の取組面積 ②技術導入の取組面積かつ前年からの作付け拡大面積 ※対象面積が20a以上の取組みを対象とする。 【交付先】 農業者・営農組織

2. 市単独事業

地域農産物生産支援事業

事業名	事業内容
I. 生産組合活動支援事業	米の生産目標を周知・提示する生産組合を対象に、活動にかかる経費と団地化や土地利用集積への取組みに対して助成。 助成単価：(4,000円+構成員×400円+団地・土地利用集積取組数×1,000円)
II. 担い手拡大事業	団地化や土地利用集積の取組みに対して助成。 対象作物：麦、大豆、そば 面積要件：団地化2ha以上、土地利用集積3ha以上 助成単価：1,800円以内/10a
III. 特産品生産推進事業	出荷組合を通じて出荷される特産品について、栽培面積に応じて組織へ助成。 助成単価：3,000円以内/10a
IV. 新規需要米等 水田フル活用支援事業	水田を活用し転作として作付けできる備蓄米・新市場開拓用米（輸出用米）の生産拡大を支援し、農家の経営安定と不作付地を抑制するもの。 助成単価：2,000円以内/10a

※助成単価に「円以内」と記載があるものについては予算の範囲内で単価が減額になる場合もあります。

お問い合わせ先

(R7.4.1 現在)

機 関	機 関 名	担 当 窓 口	連 絡 先
国	北陸農政局 富山県拠点	経営所得安定対策担当	076-441-9307
県	富山県農業再生協議会	富山県農業協同組合中央会農業対策課	076-445-2022
富山市	農 林 水 産 部	農 業 水 産 課	076-443-2083
	農林水産部農林事務所	農 業 振 興 課	076-468-2449
農 協	あおば農業協同組合	営 農 指 導 課	076-454-3170
	富山市農業協同組合	営 農 販 売 課	076-428-1199
	なのはな農業協同組合	営 農 部	076-438-2213
富山市	農業再生協議会	事 務 局	076-429-2555